

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第 1 面）

産業廃棄物処理計画書

令和7年6月4日

千葉県知事
熊谷 俊人 殿

提出者 294-0045
住 所 千葉県館山市北条520-1
法人名 医療法人徳洲会 館山病院
代表者 理事長 東上 震一
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
電話番号 0470-22-1122

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	医療法人徳洲会 館山病院		
事業場の所在地	千葉県館山市北条520. -1		
計画期間	令和7年4月1日	から	令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項			
①事業の種類	大分類：	医療・福祉	中分類： 医療業
②事業の規模	208床		
③従業員数	300名		
④産業廃棄物の一連の処理の工程	感染性廃棄物→収集運搬→焼却処分→最終処分（埋立・再資源化・焼成）		

（日本産業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 特官産業廃棄物管理組織図			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	排出量	64.38 t	t
	(これまでに実施した取組) ディスポ製品の使用制限及び選定方法の見直し リサイクルできる器具を率先して導入 廃棄物分別の徹底		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	排出量	60 t	t
	(今後実施する予定の取組) ディスポ製品の使用制限及び選定方法の見直し リサイクルできる器具を率先して導入 廃棄物分別の徹底		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 鋭利物と固形物 一般廃棄物及び産業廃棄物の混入を出来るだけ防ぐ		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 鋭利物と固形物 一般廃棄物及び産業廃棄物の混入を出来るだけ防ぐ		

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 再生利用について行ったことがない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 今後も再生利用を行う予定はない		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 処理はしていない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 今後の処理の予定はない		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
	直接埋立処理は行っていない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	今後も予定はない		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全 処 理 委 託 量	64.38 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	64.38 t	t
	再生利用業者への処理委託量	2.35 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
	・中間処理後の残渣等については、出来る限り再生利用化を要望。 ・専用の回収容器については使用後の再利用が不可能なので、出来る限りリサイクル容器の使用を推進している。 ・環境負担の少ない製品を積極的に導入。 ・職員の環境意識向上。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全 処 理 委 託 量	60 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	60 t	t
	再生利用業者への処理委託量	2 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) ・ 中間処理後の残渣等については、出来る限り再生利用化を要望。 ・ 専用の回収容器については使用後の再利用が不可能なので、出来る限りリサイクル容器の使用を推進している。 ・ 環境負担の少ない製品を積極的に導入。 ・ 職員の環境意識向上。		
	※事務処理欄		

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

医療廃棄物・医療ガス安全管理委員会

委員長	病院長
副委員長	施設・営繕課
監督責任者 (診療担当)	病院長
監督責任者 (日常点検)	看護部長
監督責任者 (日常点検)	事務長
実施責任者 (日常点検)	3 東病棟
	3 西病棟
	4 東病棟
	4 西病棟
	外来
	臨床工学技士
	検査室
	薬剤部長
実施責任者 (安全点検)	施設・営繕課
書記	施設・営繕課